

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
11月8日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課).....一
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....一
 - 河川法第六条第一項第一号の区域と一体として管理を行う必要がある区域の指定
(河川課).....二
- 公告
 - 県営内日北第一地区農地整備事業(経営体育成型)計画書の縦覧(農村整備課).....二
 - 県営日良居地区水利施設等保全高度化事業計画書の縦覧(農村整備課).....二
 - 地域森林計画の案の縦覧(森林企画課).....二
 - 地域森林計画の変更の案の縦覧(三件)(森林企画課).....二
- 選管告示
 - 政治団体の名称等.....三
 - 政治団体の異動事項.....三
 - 資金管理団体の異動事項.....四
- 公安委告示
 - 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催.....四
 - 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三の二第一項の講習会の開催.....五



山口県告示第三百四十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和四年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域
周南市開成町四五六〇の一部
- 二 特定有害物質の種類
一・一・二トリクロロエタン

山口県告示第三百四十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和四年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の名称
舞車町(1)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を東川左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

市名	町名	地名	番	標柱番号
周南市	清水町	四二五三の二地先	四二五三の二地先	一号
〃	〃	四八八九の三	四八八九の三	二号
〃	〃	四八九四の一	四八九四の一	三号
〃	〃	四八九五の二	四八九五の二	四号
〃	〃	四八九五の二	四八九五の二	五号
〃	〃	四二五四の二	四二五四の二	六号
〃	〃	四二五五の二	四二五五の二	七号
〃	〃	四二五五の二	四二五五の二	八号
〃	〃	四二五二の六	四二五二の六	九号
〃	〃	四二五三の二地先	四二五三の二地先	十号

山口県告示第三百四十二号

錦川水系に係る二級河川錦川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号。以下「法」という。）第六条第一項第三号の規定により、次の区域を同項第一号の区域と一体として管理を行う必要がある区域として指定する。

令和四年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣政

次の図の茶色で着色した部分に該当する土地の区域（法第六条第一項第一号及び第二号の区域を除く。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課、岩国土木建築事務所及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）



(一八二) 県営内日北第一地区農地整備事業（経営体育成型）計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営内日北第一地区農地整備事業（経営体育成型）を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営内日北第一地区農地整備事業（経営体育成型）計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年十一月九日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一八三) 県営日良居地区水利施設等保全高度化事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営

日良居地区水利施設等保全高度化事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営日良居地区水利施設等保全高度化事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年十一月九日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一八四) 地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、萩森林計画区に係る民有林について、令和五年四月一日から令和十五年三月三十一日までの期間における地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和四年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県萩農林水産事務所

二 縦覧の期間

令和四年十一月八日から同年十二月七日まで

(一八五) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、山口森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和四年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林水産事務所及び山口県美祢農林水産事務所

二 縦覧の期間

令和四年十一月八日から同年十二月七日まで

(一八六) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、岩徳森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和四年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林水産事務所、山口県柳井農林水産事務所及び山口県周南農林水産事務所

二 縦覧の期間

令和四年十一月八日から同年十二月七日まで

(一八七) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、豊田森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和四年十一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県下関農林事務所、山口県長門農林水産事務所

二 縦覧の期間

令和四年十一月八日から同年十二月七日まで



山口県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和四年十一月八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考(届出年月日)
宮野なおき後援会	宮野 直樹	宮野 直樹	下関市安岡本町3丁目17番20号		令和4、9、15

山口県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和四年十一月八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考(届出年月日)
			新	旧	
大内一也後援会	大内 一也	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外	政治資金規正法第19条の7に定める国会議員関係政治団体に係る国会議員関係政治団体	令和4、7、11
大内一也ビジョク探究会	〃	〃	〃	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和四年十一月八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (異動年月日)
	大内一也ビジョン探究会		異動	旧	
大内一也	公職の種類	山口県議会議員	参議院議員		令和4、11月7、11



山口県公安委員会告示第四十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第五条の三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

令和四年十一月八日

山口県公安委員会

- 一 講習会の受講対象者
 - (一) 初心者講習会
 - 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者
 - (二) 経験者講習会
 - 法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者
- 二 講習会開催の日時及び場所
 - (一) 初心者講習会

開催の日時	開催の場所
令和五、二、九 午前九時三〇分 〃 〃 四、一三 〃 〃 〃 六、一一 〃	山口県警察本部

開催の日時	開催の場所
〃 〃 八、一七 〃 〃 〃 九、一四 〃 〃 〃 一〇、一五 〃	

(二) 経験者講習会

開催の日時	開催の場所
令和五、四、六 午後一時 〃 〃 六、一 〃 〃 〃 八、三 〃 〃 〃 一〇、五 〃 〃 〃 一二、七 〃	山口県石国警察署岩国西幹部交番

開催の日時	開催の場所
令和五、一、一九 午後一時 〃 〃 二、一六 〃 〃 〃 三、〃 〃 〃 〃 四、二〇 〃 〃 〃 五、二五 〃 〃 〃 六、二二 〃 〃 〃 七、二〇 〃 〃 〃 八、二四 〃 〃 〃 九、二一 〃 〃 〃 一〇、二六 〃 〃 〃 一一、三〇 〃 〃 〃 一二、二一 〃	山口県警察本部
令和五、三、七 午後一時 〃 〃 五、九 〃 〃 〃 七、四 〃 〃 〃 九、五 〃 〃 〃 一一、七 〃	山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番

山口県公安委員会告示第四十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第五条の三の二第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

令和四年十一月八日

山口県公安委員会

- 一 講習会の受講対象者
 - 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者
- 二 講習会開催の日時及び場所

開催の日時	開催の場所
令和五、三、二 午後一時 〃 〃 五、一八 〃 〃 〃 七、二三 〃 〃 〃 一、一六 〃	山口県警察本部

令和四年十一月八日
発行

発行人

山口県知事